

5 Q&A

Q1 避難支援者になるのはどのような方ですか？

A1 災害発生時に、支援を必要とする方のもとにかけつけることができる隣近所の人や自主防災組織（自治会、町内会）など、地域で一緒に暮らす方々です。

Q2 避難支援者はどうやって決めるのですか？

A2 以下のような方法が考えられます。必要に応じて市町村などにアドバイスを受けるながら、地域の実情に応じて支援者を決定します。

- ・支援を必要とする方が自分で支援者を選んで直接依頼したり、隣近所の方から積極的に支援を申し出ていただくなど個人個人のマッチング。
- ・自主防災組織等の地域支援団体が中心となって決めるしくみをつくる。
- ・回覧版やチラシなどにより自治会などで広く募集する。
- ・自治会長や民生委員などがコーディネーターとなって隣近所の方に依頼する。
- ・隣保班の中で複数の世帯で見守る体制をとる。（班長とその前任者など）



Q3 避難支援者にはどんな義務や責任が発生するのですか？

A3 災害時の地域の皆さんによる避難支援は、善意と共助の精神に基づくものであるため、避難支援者に災害時の義務や責任が伴うものではありません。
まず、ご自身やご家族の安全を確保したうえで、隣近所で支援を必要としている方に対して、できる範囲での支援をお願いします。

Q4 支援とはどのようなことをするのですか？

A4 基本的には、災害時における情報伝達（情報収集サポート）や声かけ（所在確認）、避難場所までの避難誘導になります。災害が発生した場合、支援を受ける方の自宅を訪問し、災害情報を伝えるとともに所在確認を行います。その後、地域の皆さんで助け合いながら避難誘導していただくことになります。

Q5 避難行動要支援者名簿とはなんですか？

A5 平成25年6月の災害対策基本法の一部改正で、災害発生時の避難に特に支援を要する方（避難行動要支援者）について、市町村長に名簿作成が義務づけられました。
避難行動要支援者とは、高齢の方や障がいのある方など、災害時に自ら避難することが難しく、避難に特に支援を必要とする方で、家族等による必要な手助けを受けることができない方です。（施設等に長期に入所している方は対象になりません。）
具体的な対象者は、各市町村が防災計画などで定めるようになっています。

地域の皆さん

災害時要援護者（要配慮者） 平成25年6月に改正された災害対策基本法では「要配慮者」

自宅生活者



自力避難が困難で、避難に当たって特に支援を要する人（避難行動要支援者）

入院患者 福祉施設等の入所者



Q6 自主防災の地域組織はどうやってつくるのですか？

A6 自治会、町内会、隣保班、マンションであれば管理組合単位など、無理のない活動が可能な単位で話し合いを持つことから始めましょう。
市町村役場や消防署などにも相談し、アドバイスを受けながら、組織の趣旨や活動内容について検討し、単位となる組織の総会で活動計画、収支計画、会長と役員、班体制（役割分担）、規約などについて同意を得ることが必要です。
総会の同意（組織成立）後は、同意を得た内容を組織の住民に周知し、計画に基づいた防災活動や訓練などを継続して行います。

Q7 避難を拒否された時はどうするのですか？

A7 要援護者本人に避難の必要性の自覚が薄い場合には、支援者が心を許せる相手でない避難に手間取ったり、避難することを拒否されたりすることになりかねません。
このような点からも平時の交流を基盤とした助け合える地域をつくるのが、災害時のスムーズな避難支援につながります。